

【上川町公営事業等審議会 諮問に対する答申経過】

月日	平成24年11月29日 町からの諮問	平成25年5月1日 審議会からの答申	平成25年6月28日 町からの諮問	平成25年9月 審議会からの答申案意見	
内容	1 浄水場ほか関連施設の整備について	<p>計画の推進にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用対効果と財政収支への影響を適時検証するとともに、事業費の圧縮に努めること</li> <li>・事業の推進体制の強化を図ること</li> <li>・町民の理解を得られるよう最大限に努力すること</li> </ul> <p>を念頭に置き、今後の社会情勢の変化及び人口動態を注視し進める必要がある</p>	1 上川町水道料金改定について	1) 水道料金体系の見直し ①「家庭用」区分については、4m <sup>3</sup> 区分を廃止	
	2 水道事業会計の健全化について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入の確保及び経費の削減、更なる経営の効率化と基盤強化に積極的に取り組むことを望む</li> <li>・収入確保を図るため、料金改定は避けられないものと判断し、早期の経営健全化を図るべく意見を述べる</li> </ul> <p>1.料金改定経過について 水道料金体系も抜本的に見直す必要がある</p> <p>2.水道料金の値上げについて</p> <p>(1) 現行経営不足分にかかる料金改定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計維持上、必要なことと判断</li> </ul> <p>(2) 浄水場ほか関連施設の整備にかかる料金改定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の過重な負担を考慮し、町の一般会計において応分の負担をお願いすることを前提に施設の整備を進められたいと要望</li> <li>・5年経過を目途とし、事情の変化等も踏まえて料金改定後の財政運営状況を検証すること</li> <li>・中央浄水場等の着手前に層雲峡浄水場等にかかる償還残高と新たに加わる施設整備の財源の確保について、二段構えで料金改定を行うことが適当である</li> </ul> <p>(3) 料金体系の見直しについて</p> <p>ア 家庭用4m<sup>3</sup>区分の取り扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・料金改定で何らかの形で見直すべきという判断となった。問題の重要性から、その他の意見についても「附帯意見」として後述する</li> </ul> <p>1.高齢者対策として半水量を設けた趣旨を鑑みると、軽減部分に若年層も含まれていることは、負担の公平性を欠いている</p>	1 上川町水道料金改定について	<p>②「その他用」区分、料金区分統合による影響率を勘案し新たに少水量使用施設区分と多水量使用施設区分の設置</p> <p>③自治会館取扱い区分を「家庭用」区分へ変更</p> <p>④層雲峡地区旅館用区分については、小規模宿泊施設の現状に即し「収容人員30人以下」を新設</p> <p>2) 量水器使用料の廃止</p> <p>3) 加入者負担金の廃止</p> <p>4) 軽減措置の適用 「家庭用」区分4m<sup>3</sup>以下の使用量に対し、8m<sup>3</sup>基本料金の半額の料金</p> <p>①70歳以上の高齢者がいる世帯</p> <p>②生活保護世帯</p> <p>③身体障害者手帳(1～3級)の交付を受けている者がいる世帯</p>	

月日	平成24年11月29日 町からの諮問	平成25年5月1日 審議会からの答申	平成25年6月28日 町からの諮問	平成25年9月 審議会からの答申案意見	
内容	2 水道事業会計の健全化について	<p>2.利用者であるものが公平に応分の負担をしていくことが原則</p> <p>イ 料金区分の見直しについて 料金体系の再構築は料金改定に合わせ改正すべきことと考える</p> <p>ウ メーター使用料の廃止について 基本料金の中に含めることは事業の効率化の観点から適切と考える</p> <p>エ 加入者負担金の廃止について 本制度を廃止することは問題ないと判断する</p> <p>附帯意見 「家庭用4m3区分」の取り扱いについて 該当になっている世帯の中には、障害のある方のほか生活に苦勞されている方もいる。軽減制度を全面的に切捨てるのではなく、所得制限を設けるなど救済する方法を考慮すべき</p> <p>見直しにあたっては、町民への周知に万全を尽くすとともに、利用者負担が必要最小限となるよう、今後とも公営企業の経済性を最大限に発揮し、効率的な経営を追求していく姿勢を求める</p>		④療育手帳の交付を受けている者がいる世帯	
				⑤精神障害者福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯	
				⑥ひとり親世帯	
				5) 激変緩和措置の適用 ①軽減措置対象者以外の該当者については急激な料金上昇となるため、3年間わたり段階的激変緩和措置	
				6) 水道料金改定率 ①財源不足率8.05%と会計留保資金としての率2.58%を加算した10.63%	
				②平成26年度から平成43年度まで層雲峡浄水場及び中央浄水場施設整備に係る事業費の1/5を転嫁した8.75%	
				③合計19.38%の値上	
				7) 下水道使用料体系の見直し ①下水道使用料用途区分も合わせて見直しを行い、軽減措置及び激変緩和措置についても同じく適用	
				※新料金体系移行時期 平成26年4月期請求分から	
				2 上川町水道ビジョン策定について	※「水道ビジョン」の説明を受けた後、答申予定。